

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例施行規則

平成二十二年九月二十八日

千葉県規則第四十九号

改正 平成二十三年三月十一日規則第十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成二十二年千葉県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第二号の規則で定める要件)

第二条 条例第二条第二号の規則で定める要件は、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が三メートルを超えることとする。

(標識の掲示)

第三条 条例第六条第一項に規定する標識の様式は、林地開発行為許可済標識（別記第一号様式）とする。

2 条例第六条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の許可（以下「許可」という。）の年月日及び番号
- 二 林地開発行為の目的並びにその事業の名称及び期間
- 三 林地開発区域内の所在場所及び面積
- 四 許可を受けた者（以下「事業者」という。）の住所及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 工事施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 林地開発行為の目的となる事業の区域及びその周辺状況の概略図

(境界の明示)

第四条 条例第六条第二項に規定する境界を明らかにする表示は、境界に赤色の杭を設置することにより行うこととする。

(着手の届出)

第五条 条例第七条の規定による届出は、林地開発行為着手届（別記第二号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 森林法施行細則（平成二十二年千葉県規則第四十八号。以下「細則」という。）第二条第三項第十九号に規定する工程表
- 二 林地開発行為許可済標識の写真
- 三 林地開発行為許可済標識の位置並びに前条に規定する杭の位置及び当該杭を識別するために付した番号を明示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図

(施行状況の報告)

第六条 条例第八条第一項の規定による報告は、毎年三月三十一日（以下「基準日」という。）現在の施行の状況を、当該年の四月十日までに林地開発行為施行状況報告書（別

記第三号様式)を知事に提出して行うものとする。ただし、許可を受けた日の属する月が三月である場合における当該年の基準日現在に係る報告にあつては、この限りでない。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 細則第二条第三項第十九号に規定する工程表
 - 二 現況写真
 - 三 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図
 - 四 当該届出書の基準日までに着手しない場合にあつては、その理由を記した書類(防災施設の施行状況の届出等)

第七条 条例第八条第二項の規則で定める防災施設とは、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 調節池及び浸透池
 - 二 主要な排水路及び導水路
 - 三 擁壁(高さ五メートル以上のものに限る。)
 - 四 えん堤
 - 五 前各号に掲げる施設のほか、主要な防災施設として知事が林地開発行為ごとに指定するもの
- 2 条例第八条第二項の規定による届出は、防災施設ごとの工事が完了したときに、その都度、林地開発行為施行状況(防災施設関係)届(別記第四号様式)を知事に提出して行うものとする。
 - 3 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 工事の出来形図
 - 二 施工の状況が把握できる写真(植栽の施行状況の届出)

第八条 条例第八条第三項の規定による届出は、林地開発行為施行状況(植栽関係)届(別記第五号様式)を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 工事の出来形図
 - 二 細則第二条第三項第十四号に規定する緑化計画書
 - 三 植栽の基盤に係る施行の状況が把握できる写真
 - 四 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図(変更の届出)

第九条 条例第九条の規定による届出は、林地開発行為変更届(別記第六号様式)を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、細則第二条第三項各号に規定する書類及び図面のうち変更の内容に係る書類又は図面を添付するものとする。(休廃止の届出)

第十条 条例第十条第一項の規定による届出は、林地開発行為休止(廃止)届(別記第七号様式)を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 細則第二条第三項第十九号に規定する工程表
 - 二 工事の出来形図
 - 三 現況写真
 - 四 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図
 - 五 休止した場合にあっては、第七条第一項各号に掲げる防災施設（以下「特定防災施設」という。）に係る維持管理に係る計画書
 - 六 廃止した場合にあっては、森林の復元措置を示した縮尺三千分の一以上の図面並びに細則第二条第三項第二号に規定する土地利用計画明細書及び同項第四号に規定する森林調書
- （再開の届出）

第十一条 条例第十条第四項の規定による届出は、林地開発行為再開届（別記第八号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 細則第二条第三項第十九号に規定する工程表
 - 二 現況写真
 - 三 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図
- （完了の届出）

第十二条 条例第十一条第一項の規定による届出は、林地開発行為完了届（別記第九号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 細則第二条第三項第十九号に規定する工程表
 - 二 工事の完成後の現況写真
 - 三 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図
 - 四 特定防災施設の完成後の平面図
 - 五 細則第二条第三項第二号に規定する土地利用計画明細書
 - 六 細則第二条第三項第四号に規定する森林調書
- （承継の届出）

第十三条 条例第十二条第一項の規定による届出は、林地開発行為許可承継届（別記第十号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 承継に係る林地開発区域内の土地の権原を有していることを示す書類
 - 二 事業者の地位を承継したことを明らかにする書類
 - 三 事業者の地位を承継した者が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
 - イ 個人である場合 住民票の写し
 - ロ 法人である場合 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ハ 法人でない団体である場合 代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(災害等の報告)

第十四条 条例第十三条第二項の規定による報告は、林地開発行為災害等報告書（別記第十一号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 災害等の状況及び応急措置の状況の写真

二 災害等の状況、復旧に係る計画の内容等を明示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図

三 特定防災施設に係る計画の平面図又は完成後の平面図

四 細則第二条第三項第十九号に規定する工程表

(公表)

第十五条 条例第十七条第一項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(公表すべき事項)

第十六条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 公表の原因となる事実

二 林地開発行為の目的となる事業

三 林地開発区域の所在場所

四 許可を受けないで林地開発行為が行われたことを確認した日又は許可の取消し若しくは命令をした日

(小規模林地開発行為の届出)

第十七条 条例第十八条第一項の規定による届出は、当該小規模林地開発行為を開始する日前九十日から三十日までの間に、小規模林地開発行為届出書（別記第十二号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。ただし、第三号に掲げる計画書は、小規模林地開発行為の目的となる事業の内容により必要がないと知事が認める場合にあっては、その一部を省略することができるものとする。

一 位置図

二 区域図

三 次に掲げる計画書

イ 事業計画概要説明書（別記第十三号様式）

ロ 土地利用計画明細書（別記第十四号様式）

ハ 土地利用計画平面図

ニ 森林調書（別記第十五号様式）

ホ 求積図

へ 防災施設等計画平面図

ト 切土盛土計画平面図

チ 計画縦横断面図

リ 土量計算書

- ヌ 流域現況図
- ル 排水施設計画平面図
- ヲ 防災施設等設計図
- ワ 防災施設等設計根拠資料（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池（以下「防災施設等」という。）の構造及び規格に係る計算書、擁壁、えん堤及び盛土に係る安定計算書、排水路及び導水路に係る流量計算書、えん堤及び調節池に係る洪水調節容量計算書その他の防災施設等の設計の根拠を示した基礎資料をいう。）
- カ 森林現況図
- ヨ 緑化計画図
- タ 緑化仕様図
- レ 工程表（別記第十六号様式）
- ソ 建築物その他の構造物の概要図
- ツ 地番一覧表（別記第十七号様式）
- ネ 公図集合図
- ナ その他知事が必要と認める書類

四 小規模林地開発区域について当該小規模林地開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類として次に掲げるもの

- イ 小規模林地開発行為同意書（別記第十八号様式）
- ロ イの書類により同意をした者の印鑑登録証明書
- ハ 小規模林地開発行為の目的となる事業の区域（以下「小規模事業区域」という。）内の土地の登記事項証明書

五 届出者が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

- イ 法人である場合 法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書
- ロ 法人でない団体である場合 代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

3 前項第一号に掲げる位置図、同項第二号に掲げる区域図並びに同項第三号ハ、ホからトまで、ル、カ、ヨ及びネに掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める事項を明示した同表の下欄に定める縮尺以上の図面とする。

図面の種類	事項	縮尺
位置図	小規模林地開発行為に係る森林の位置	二万五千分の一
区域図	小規模事業区域、小規模林地開発区域、小規模事業区域及びその隣接の地域における市町村の名称及び境界、市町村の区域内の町又は字の名称及び境界並びに土地の地番及び筆界並びに小規模事業区域及びその隣接の地域における地形、住宅、農地及び道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設	三千分の一
土地利用計画	小規模事業区域、小規模林地開発区域、残置森林等（小	三千分の一

平面図	規模事業区域内の森林のうち小規模林地開発行為に係る森林以外のもの（以下「残置森林」という。）、小規模事業区域内に造成する森林（以下「造成森林」という。）又は小規模事業区域に造成する緑地（以下「造成緑地」という。）をいう。以下同じ。）の土地の区域、施設又は工作物の位置及び形状、斜面の傾斜方向、小段の位置その他の土地利用に関する計画	
求積図	小規模事業区域の土地の地積、地番及び筆界並びに残置森林等の土地の区域	三千分の一
防災施設等計画平面図	防災施設等の位置、用途及び形状	三千分の一
切土盛土計画平面図	切土又は盛土の形態別の施工に係る区域、土量及び工法並びに土を運搬する方向	三千分の一
排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、形状、材質、規格、こう配、流水の方向、放流口の位置及び放流先の名称並びに排水施設ごとの集水区域の境界及び面積	三千分の一
森林現況図	林種、林齢並びに樹種及び樹高	三千分の一
緑化計画図	小規模事業区域の土地の形状及び残置森林等の土地の区域	三千分の一
公図集合図	小規模事業区域及びその隣接の地域における土地の地番及び筆界	三千分の一

- 4 第二項第三号チ、ヌ、ヲ、タ及びソに掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明示した図面とする。

図面の種類	事項
計画縦横断面図	切土又は盛土をする前後の土地の形状、寸法、高さ、こう配及び土質並びにのり面の保護の方法
流域現況図	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況及び河川等の管理者名
防災施設等設計図	防災施設等の規格、寸法、こう配、材料及び名称
緑化仕様図	造成森林の場合にあつては植栽に係る一ヘクタール当たりの樹高別の本数及び樹種、造成緑地の場合にあつては種子吹付け、張芝その他の緑化の方法
建築物その他の構造物の概要図	建築物その他の構造物に係る敷地面積、使用目的、形状、規格及び寸法

- 5 第二項第三号ロ、ニ、ヘ及びトに掲げる計画書は、森林を一時的に利用する事業を目的とする小規模林地開発行為（以下「一時転用」という。）の場合には、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成し、提出するものとする。

(小規模林地開発行為に係る標識の掲示)

第十八条 条例第十八条第二項に規定する標識の様式は、小規模林地開発行為届出済標識(別記第十九号様式)とする。

2 条例第十八条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 小規模林地開発行為の届出の年月日
- 二 小規模林地開発行為の目的並びにその事業の名称及びその期間
- 三 小規模林地開発区域の所在場所及び面積
- 四 小規模林地開発行為の届出をした者(以下「小規模事業者」という。)の住所及び連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 工事施工者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先の電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 小規模事業区域及びその周辺状況の概略図

(小規模林地開発行為に係る着手の届出)

第十九条 条例第十九条の規定による届出は、小規模林地開発行為着手届(別記第二十号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 工程表
- 二 小規模林地開発行為届出済標識の写真
(小規模林地開発行為に係る変更の届出等)

第二十条 条例第二十条の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる場合以外のものとする。

- 一 小規模林地開発行為の目的を変更する場合
- 二 小規模林地開発区域を変更する場合
- 三 小規模事業区域を変更する場合
- 四 残置森林等の区域を変更する場合
- 五 特定防災施設を新設し、廃止し、又は当該特定防災施設の位置若しくは構造を変更する場合

2 条例第二十条の規定による届出は、小規模林地開発行為変更届(別記第二十一号様式)を知事に提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、第十七条第二項各号に規定する書類及び図面のうち変更の内容に係る書類又は図面を添付するものとする。

(小規模林地開発行為に係る休廃止の届出)

第二十一条 条例第二十一条第一項の規定による届出は、小規模林地開発行為休止(廃止)届(別記第二十二号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 工程表
- 二 工事の出来形図
- 三 現況写真
- 四 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図

五 休止した場合にあっては、特定防災施設の維持管理に係る計画書

六 廃止した場合にあっては、森林の復元措置を示した縮尺三千分の一以上の図面
(小規模林地開発行為に係る再開の届出)

第二十二条 条例第二十一条第四項の規定による届出は、小規模林地開発行為再開届(別記第二十三号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 工程表

二 現況写真

三 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図

(小規模林地開発行為に係る完了の届出)

第二十三条 条例第二十二条第一項の規定による届出は、小規模林地開発行為完了届(別記第二十四号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 工程表

二 工事の完成後の現況写真

三 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺三千分の一以上の平面図

四 特定防災施設の完成後の平面図

五 森林調書

(公表)

第二十四条 条例第二十三条第四項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(公表すべき事項)

第二十五条 条例第二十三条第四項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 公表の原因となる事実

二 小規模林地開発行為の目的となる事業

三 小規模林地開発区域の所在場所

四 勧告した日

(身分を示す証明書)

第二十六条 条例第二十六条第二項の規定する証明書は、身分証明書(別記第二十五号様式)とする。

(経由)

第二十七条 条例及びこの規則に基づき知事に提出する書類又は図面は、林地開発区域又は小規模林地開発区域(以下「林地開発区域等」という。)を所管区域とする林業事務所(二以上の林業事務所の所管区域にわたる林地開発区域等に係る書類又は図面にあっては、当該林地開発区域等のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所)の長を経由して提出するものとする。

(提出部数)

第二十八条 前条の書類又は図面の提出部数は、正本を一部とし、副本を林地開発区域等が所在する市町村の数に当該林地開発区域等を所管区域とする林業事務所の数を加えた数から一を差し引いた部数とする。

2 前項の規定にかかわらず、林地開発区域の面積が十ヘクタール以上である場合にあっては、副本の提出部数は、同項に定める部数に一を加えたものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第二項の規定により条例第十八条第一項の規定を適用する場合において、第十七条第一項中「届出は、当該小規模林地開発行為を開始する日前九十日から三十日までの間に」とあるのは、「届出は」とする。

3 前項の場合において、小規模林地開発行為を行おうとする者とみなされた者が、この規則の施行の日前に知事が指定した書類又は図面を提出していると認められる場合にあっては、第十七条第二項から第五項までの規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。